

第 184 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 184 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 23 年 10 月 7 日（金）14:23～15:34
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 東京国立博物館等の展示場における来館者応対等業務（（独）国立文化財機構）
- 東京国立博物館等の施設管理・運営業務（（独）国立文化財機構）
- 発注者支援業務（発注補助業務）（国土交通省）
- 発注者支援業務（監督補助業務）（国土交通省）
- 発注者支援業務（品質監視補助及び施工状況確認補助業務）（国土交通省）
- 発注者支援業務（技術審査補助業務）（国土交通省）

2. その他

<出席者>

（委 員）

小林副主査、逢見副主査、加藤専門委員

（（独）国立文化財機構）

国立文化財機構本部 金谷事務局長、総務企画課 藤本課長

東京国立博物館総務部 総務課 樋口課長、経理課 菅原課長、環境整備室 大江室長

（国土交通省）

港湾局技術企画課 大脇課長、奥田建設企画室長、魚谷品質確保企画官

（事務局）

和田参事官、栗田参事官、後藤参事官

○小林主査 それでは、ただいまから「第184回入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、独立行政法人国立文化財機構の「東京国立博物館等の展示場における来館者対応等業務」、「東京国立博物館等の施設管理・運營業務」の実施要項（案）について、国土交通省の「発注者支援業務」4件の実施要項（案）についての審議を行います。

初めに、「東京国立博物館等の展示場における来館者対応等業務」、「東京国立博物館等の施設管理・運營業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、独立行政法人国立文化財機構本部金谷事務局長に御出席いただいておりますので、事業の評価等を踏まえた実施要項（案）の内容等について、御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は2件まとめて15分程度でお願いいたします。

○金谷事務局長 御紹介にあずかりました、国立文化財機構の金谷でございます。

私の方からは、これまで行ってきた契約と変更になった部分を中心に御説明をさせていただきますと思います。

大きな変更点といたしましては、施設管理・運營業務の契約内容の部分で変更がございます。実施要項の4ページ目をお開きいただければと思います。加除修正になっておりますが、今回、清掃業務につきましてこの契約から削除させていただきました。

この理由につきましては、清掃については博物館の中の非常に特殊な部分がございます、お客様がいる場所の単なる掃除ではなく、収蔵庫があったり、修理箇所があったり、そういうところも含めまして、虫の発生ですとか、そのときそのときに随時行っていかなければならない業務が非常に多々ございます。今回こういう契約を行っても、逐次やらなければいけないことがどうしても盛り込めないということもあり、かなりの部分で別途契約を幾つもスポットで出ざるを得なかったという実態がございます。一緒にしてもなかなかうまくいかないということがわかりましたので、ここについて削除させていただきました。最も大きな変更点はその部分でございます。

続きまして、同じような内容で、特にこちらの施設管理・運營業務の方から御説明させていただきますが、7ページでございます。7ページにつきましては、当然、業務内容をチェックしてまいりますが、その段階で改善がなされない場合において、対価の支払いをストップさせるという記述を追加させていただいております。

続きまして、8ページにつきましては、公平性を確保するという意味で、同じ組合の人が別々に参画して、中で談合防止みたいな配慮を考えて参加はできないという記述をつけ加えさせていただきました。

10ページでございます。一応これも公平性を確保するという意味合いで、入札参加される方々の質問等への対応を記述させていただきました。

20ページには、⑮というものを追加させていただきました。設備更新は、だんだん古くなってきておりますので、改修したり、全面的な取替をすることが当然起こり得る。実績があるわけではありませんが、そろそろそういう工事もしなければならぬ時期に来ておりますので、そういったときに変更が行えるようにという記述をつけ加えさせていただいたものでございます。

21ページでございますが、業者さんが代わるということは、考え得る、行われてしかるべき事柄

でございますが、過去に聞くところによりますと、引き継ぎを妨害するような行為、要するに、それまでの実績書や報告書を捨ててしまったりとか、そういうことが行われたことがあったやに聞いております。そういうことが行われないうちに、この記述をつけ加えさせていただいたものでございます。

「落札者決定基準書」の方に入りますが、7ページ目をご覧くださいと思います。近年、非常に不景気だということもありまして、入札参加者が減ってきている実態がございます。そういった中で金額的に折り合わないことも考えられることから、不調となって再公告をしたときに穴があいてしまつては、きちっとした博物館の運営ができませんので、そういったときには現在の業者さんと随契をして、次の業者さんが決まるまでの間はつなぎをやるということを明記させていただきました。

申し訳ございません。仕様書の方に戻っていただきまして、仕様書の3ページ、統括責任者という者を設けておりますが、関係（業務）統括業務と維持管理業務の遂行に支障のない範囲で兼務できると、少しやりやすいように工夫をしてそこは変更させていただいたところでございます。

続きまして、来館者対応業務の実施要項でございますが、7ページ目、支払いの関係は、施設管理・運營業務と同じようなきちっとした対応ができていない場合に、支払いを止められるという記述。

8ページでございますが、これまでC等級までだったものをD等級までに拡大した。なるべく参画しやすいようにという配慮から、そうさせていただきました。

9ページの協同組合の関係は、施設管理・運營業務と同じでございます。

また、10ページの入札参加に関する記述につきましても、施設管理・運營業務と同じ内容でございます。

20ページの引き継ぎにつきましても、施設管理・運營業務と同じ内容で記述させていただいております。

次は、仕様書の方でございますが、仕様書4ページでございます。総括責任業務につきましても、基本的に病気など突発的なことで総括責任者の業務ができない場合は代理が行える。現場統括業務につきましても、当然、代理を立てられる。しかしながら、代理につきましても現場統括者と同等の資格。これは経験等の資格でございますが、そういうものを有することという記述にさせていただいております。

5ページでございます。現在、東博では東洋館の耐震改修工事を行っておりまして、それが再開するというので、そのことについての範囲の記述を書かせていただいております。

11ページでございますが、東洋館の改修が終わって開館した後のコスト、人数を明記させていただいております。

落札者決定基準の方でございますが、6ページの加点項目に、災害・事故などの対応について、これは実際、今年の3月に東日本大震災が起こったときに若干なりとも混乱を来した。もう一つは、帰宅困難者をずっとお泊めしたというようなことがございまして、そういったことでの対応ができるようにつけ加えました。

9 ページにつきましても、施設管理・運營業務と同等でございます。

パブリックコメントに関することに少し触れさせていただきたいと思います。

まず、管理・運營業務についてでございます。東洋館の開館は 25 年 1 月 2 日の予定になってございますが、開館前に準備をしなければいけませんので、その期間（業務開始日）は別紙に記載させていただきました。清掃業務除外については、先ほど申し述べたような理由から除外をさせていただくということでございます。

また、予期せぬ不具合というのはこれまではないわけですが、先ほど申し上げましたようにだんだん古くなってきておりますので、それで事故等があった場合のことを想定して書かせていただいております。

競争参加資格については、ISO 等の別の要件を加えたらどうかという御意見がございましたが、なるべく参入の拡大を図ることから、ほかの要件をつけないということにしております。

建物規模については、東京国立博物館は日本一大きいところでございますので、そういった意味でなるべく参画しやすいように、ここではもっと広げろという趣旨だと思いますが、東京国立博物館相当のことができるであろう規模を設定しているものでございます。

統括責任者 1 名を置くということで、その勤務体系のことについてですが、土日も含みまして、通常ですと実働 8 時間勤務、最大でも 10 時間半勤務という内容を仕様書の中には記述させていただいたところです。

地球温暖化対策計画書でございますが、これは条例で定まっている報告書でございます。

草刈りの面積でございますが、これは単純ミスでございまして、御指摘のとおり訂正させていただきました。

来館者対応業務の方でございますが、来館者対応業務につきましては、コスト数、多少カウントの勘違いといえますか、ミスがございましたので、御指摘のとおり、直させていただいたというものでございます。

非常に雑駁でございますが、私からの説明は以上とさせていただきます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました内容につきまして、御質問、御意見を申し上げます。最初に施設管理・運營業務の方から御説明をいただきましたので、そちらの方から御意見と御質問をお願いしたいと思います。

○逢見副主査 それでは、パブコメの 4 つ目、A、B、C に加えて D というのを新たに加えたことが、「品質維持・環境維持が重要と考えます」ということは、質が落ちる心配があるのではないかと懸念しているのだらうと思いますが、その点についてはいかがなのでしょう。

○金谷事務局長 勿論、おっしゃることはあるかとは思いますが、基本的にそういったことに関しては、業務内容を提案していただくわけですので、そういったところでしっかりと見ていけば、本当にできるかどうかという判断はつくのではないかと考えております。

○逢見副主査 わかりました。

○加藤専門委員 同じパブコメのところ、上から 2 項目目です。この回答案のところ、下から

3行目の最後の方で、「建物内での緊急の清掃等への柔軟な対応が困難であることから、今回の仕様から除外とする」。言わんとすることは、実施要項（案）の4ページ、清掃業務で削除されていますので、内外ともに委託をするんですということは勿論わかっているのですが、ただ、誤解をする人がいるのではないかと私は思いましたので、コメントさせていただきました。もし可能であれば、回答案のところで結論をはっきり書かれた方がいいと思うのです。建物内外ともに清掃業務は委託するんです。ただ、趣旨としては、建物内でこういうことがあります、というふうな書き方が誤解を与えずにいいのではないかと。

○金谷事務局長 わかりました。理由と範囲ということで混乱しかねないと、そういうことでございますね。

○加藤専門委員 はい。

○金谷事務局長 そこについては少し検討させていただいて、御趣旨に沿ったような形にしたいと思います。

○小林副主査 ここは読みにくいので、最初の方を「ご指摘の通り建物の外では関連はあるが」とし、その次の「清掃業務と植栽業務との関連は建物の外だけであり」というところを削除してしまおう。それで、今、加藤委員がおっしゃったとおり、内も外も一体として除外するというふうにした方がいいのではないですか。

○金谷事務局長 わかりました。御指摘のように修正させていただきます。

○逢見副主査 今のことに関連して、実施要項の4ページ、「清掃業務」を削除して「構内樹木等維持管理業務」が入ったような印象ですが、これは、今までは植栽の維持管理というのは入ってなかったということですか。

○金谷事務局長 申し訳ございません。ここの部分の赤は、クをキに変えただけでございます。

○逢見副主査 そういうことですね。

○金谷事務局長 申し訳ございません。ここは黒でいいと思います。

○逢見副主査 クがキになったところだけが赤なんです。

○金谷事務局長 そうでございます。申し訳ございません。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 そうしますと、来館者応対等業務の方でお願いいたします。

○加藤専門委員 別添資料2、「落札者決定基準書（案）」の7ページです。これは質問だけですが、下の表の一番左側の列です。継続した実績年数というのがi番にあります。例えば3年行いました、そして2年間行っていません。また更に3年行いました。合計では6年行っているのですが、その場合、継続年数で6年以上という欄に入るのかどうか。その点のお考えについて教えてください。

○金谷事務局長 あくまでも継続年数でございますので、途中で中断した場合は、中断は中断ということで継続には当たらないというふうに考えております。

○加藤専門委員 その方がこの趣旨に合うだろうというお考えでしょうか。

○金谷事務局長 そうでございます。安定的な監視業務ができているという意味合いで、評価をしたいということでございます。

○加藤専門委員 今回のケースですと、片やBで10点、片やDで0点と、かなりの差がついてしまうのですが、その辺の違和感は特に感じていらっしゃいませんか。

○金谷事務局長 やったことがあるかないかという意味では、仮に5年あったとしても、どういう原因でそういうふうになったかというのはわかりませんが、例えばいろいろトラブルがあって一時中断をしていた場合を、なかなか排除しにくいのではないかと思います。お客様の対応をするので、トラブルというのはつきものでございます。やはりそういったところにおいて安定的に仕事ができるというのは、評価対象になるのではないかと考えているところでございます。

○加藤専門委員 例えば、トラブル等がこれと違って特別なものはない。ただ、諸般の事情で変更になってしまった。また、その後3年間復活しましたという場合はどうでしょうか。

○金谷事務局長 ただ、そこは割と杓子定規でございまして、本当の理由が何だったかというのはなかなかつかみようがないものですから、そういう意味で安全面と申しますか、そういう形でこういう考え方をとらせていただいたところでございます。

○小林副主査 今回のことに関連して、同種施設だけれども、7,000㎡以上という基準があって、その表がありましたね。施設としては関東にあるものは限られて、複数あるということではあります。そんなに多くないので、同種施設というのは同一施設というのとニアリーイコールになりますか。

○金谷事務局長 基本的に美術館、博物館等、それ以外にもそういった公開の施設であれば読み取れると思います。数としては、全国的に見ればかなり数はございますし、最終的にこの加点項目で最低1万平米以上になると点数が増えていくわけですが、それだけ見ましても20近くございます。そういう意味では、いろいろな方々が御参画できるのではないかと考えているところでございます。

○小林副主査 同種の施設で1年とか2年とか継続して、とにかくすき間なくやっていたらいいという理解でいいわけですね。

○金谷事務局長 はい。

○小林副主査 先ほど加藤委員もおっしゃっていたのですけれども、せっきゃく7,000㎡以上参入してきてくださいという設定になっているのに、この点数の配分だと、差が結構大きくつくので、入り口を広げた割には、結果としては絞っているというような印象があるのですけれども、それはどうですか。

○金谷事務局長 例えば満点のAのつくようなものは、関東だけでも6つ7つあります。勿論、東京国立博物館の場合は日本一ですので、小さいところしか経験がないとやはり非常に混乱する可能性も高いと思われます。我々もいろいろなことを聞いていても、東博は大変だという認識はあろうかと思っておりますので、その辺はやはり少し評価をつけさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○小林副主査 ほかにいかがですか。

○加藤専門委員 別添資料1「仕様書(案)」の4ページ、一番下の赤字で訂正されているところですが、**「現場統括者が業務を行うことができない事態のあるときは、この2行目の「代理者は現場統括者と同等の資格要件を有する者とする」。**この現場統括者と同等の資格要件というのは、どこかに明記されていらっしゃいますか。

○金谷事務局長 実施要項8ページでございます。「**同種施設で継続して3年を超える監視業務の実績を有する者**」ということで書かせていただいております。もう一つは、**1年以上の総括責任者経験**ということで書かせていただいております。

○加藤専門委員 そうしますと、4ページの、先ほどの4ページの(ア)の訂正箇所、赤字の部分では、同じ文言、すなわち代理者は「**総括責任者と同等の資格要件を有すること**」というのは、これは入れなくてもよろしいのでしょうか。

○金谷事務局長 総括責任者というのは本社の方です。現場統括責任者というのは、いわゆる現場で実際の従業員を、あそこをやれとか指示をする立場の方です。本社の方は別に本社の役員みたいな方ですので、これは誰か代理がいればいいわけですが、現場はやはりある程度現場を知っていないといけませんと、そういう使い分けでございます。

○加藤専門委員 理解できました。

○小林副主査 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小林副主査 それでは、「東京国立博物館等の展示場における来館者対応業務」と「施設管理・運営業務」の実施要項(案)についての審議は、これまでとしたいと思います。

先ほどありましたパブコメに対する回答のところの若干の修正、わかりやすく修正するということをお願いしたいと思いますけれども、事務局から何か確認すべきことはありますか。

○事務局 特にございません。

○小林副主査 それでは、本実施要項(案)につきましては、本日をもって、小委員会での審議は概ね終了したものと、改めて小委員会を開催せずに、実施要項(案)の取り扱いや監理委員会の報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○小林副主査 ありがとうございます。

今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきます。

先ほどのパブコメの回答は、事務局と機構にお任せしてよろしいですか。

○事務局 はい。

○金谷事務局長 はい。

○小林副主査 では、そのようにお願いいたします。

委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただいて、事務局で整理をしていただいて各委員に結果を送付させていただきます。

また、国立文化財機構におかれましては、実施要項（案）に沿って、特に「競争性の確保」という観点が非常に重要でございますから、適切に事業を実施していただきますようお願いいたします。本日は、ありがとうございました。

（（独）国立文化財機構退室、国土交通省入室）

○小林副主査 続きまして、「発注者支援業務」4件の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、国土交通省港湾局技術企画課大脇課長に御出席いただいておりますので、事業の概要や実施要項（案）の内容等について、御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は4件まとめて30分程度でお願いいたします。

○大脇課長 国土交通省港湾局技術企画課長大脇と申します。よろしくお願いいたします。

お配りいただいております資料の一番下にとめていただいているかと思えます。ひょっとして委員の先生方、港湾の工事について余り触れられる機会が少ないかなということもございまして、「港湾工事のイメージ」というのもつけ加えて、御説明させていただきたいと思えます。「港湾工事のイメージ」と書かせていただいております資料の1ページでございます。これは一つの例でございますが、横浜港に南本牧ふ頭という、非常に規模の大きなコンテナターミナルをつくる計画が、現在、現地で進んでおりますけれども、これを材料にして御説明させていただきます。

上からのぞいた写真が、冒頭の一番上にある写真でございます。矢印で白く示しておりますけれども、上の方は供用中、下は工事中と書いてあります。完成した後は供用中というふうに、コンテナが並んで、クレーンが並んで、こういう形になりますけれども、この工事を下半分のところで行っております。

この現場をポンチ絵で描いたのが下の絵でございます。「岸壁の構造例」と書いてあります。海面よりも上に出ている部分は、広いターミナルのヤードというのがありまして、その上にコンテナが並んで、岸壁があってクレーンが乗っかっているということですが、実は海面下、あるいは海面より下の海底の地盤から、ここにSCPとかCDMという記号で書いてありますが、非常に軟弱な粘土の地盤があります。こういったズブズブのやわらかい粘土層を地盤改良することから始めて、更にも上に、鉄の大きな円形状のもの、鋼板セルと書いてありますが、これを据付して、あるいはその周辺には石を盛る。こういったものの上に必要な舗装版を施工して岸壁をつくり、上にガントリークレーンを載せるように、また、その背後には、裏埋土と書いてありますけれども、土を入れてその上を舗装してコンテナを置く場所にする。こういった工事になります。

工事の途中でございますけれども、2ページにお示ししておりますのは、床掘工事と書いてありますが、いわゆる浚渫でございます。海底の地盤を必要な水深だけ、あるいは必要な形に掘り下げていく。これをこういった機械で掘って、あるいは資料の左下にありますような船に積み込んで沖に運んでいく。

3ページをご覧くださいますと、掘った後に今度は石を投入して、それを均す。3ページの左下、ちょっと写真が見づらいので恐縮ですが、黒い影があります。これが潜水士でございまして、潜水士が海中に潜って石を並べたところの表面を均したり、こういった作業があります。右側に検

測と書いてありますが、深さの測定をしてチェックしながら工事を進める。

4 ページをご覧くださいますと、鋼板セル、鉄の板でつくっておりますが、大きな鉄の円形状のもの、これを吊り上げるクレーンのついた作業船にて海上運搬し、これを据付するという工事があります。また、鋼板セルを据付した後に、その中に砂あるいは石、こういったものを中詰めして充填していく。一番下にありますように、これは上の方から写真を撮っていますが、丸い、ネックレスを真っ直ぐ伸ばしたように見えますけれども、白い部分、こういったところにコンクリートを流して上部の構造物を固めていく。

こういった工事を行いながら、冒頭にお示ししましたようなターミナルができる。こんな工事が、一例ではございますが、港湾・空港工事の典型的な事例ということでございます。

5 ページをご覧くださいますと、先ほど御説明しましたような工事に先立ちまして、調査・設計、工事の発注、工事の実施、このフローを左肩の縦の列にお示ししてございます。発注者が行う主な業務としていろいろなことが書いてございますけれども、この中にちょっと色をつけて太字で書いてあります。最初に調査・設計の後で工事の発注に入りますが、その準備、仕様書作成あるいは積算といったところがございます。こういったところで発注補助業務というのを行っております。積算に必要な条件の調査、データ整理、根拠資料の作成、こういったものを補助的に行う業務の一つでございます。

発注の段階に入りますと、技術提案のテーマを募集します。これの公告、技術審査、こういった作業が出てまいりますけれども、この際に、工事発注資料の案の作成、企業から提出された内容についての確認、整理。そういった関係の基礎資料の作成、こういったものを技術審査補助業務というところで行っております。

発注が終わりまして、入札後、落札者が決定して工事着手というふうになりますと、今度は現場での監督、施工状況の確認、こういったものがございます。これにつきましては、右肩の下半分に書いてありますように監督補助業務、あるいは品質監視補助及び施工状況確認補助業務、こういったものがございます。下半分の写真は、御案内かと思いますが、羽田のD滑走路、非常に大規模な工事でございますけれども、こういったところの写真を参考に付けております。こういった工事の現場での監督、請負者に対する指示、協議に必要な資料作成、あるいは、目に見えない部分での重要構造物の出来形の確認、こういったものを行う補助業務をやっております。私どもは主に、発注補助業務、技術審査補助業務、監督補助業務、品質監視補助及び施工状況確認補助業務、こういったものを発注者支援業務ととらえて使っているという状況でございます。

6 ページをご覧くださいたいと思いますけれども、港湾、空港における発注者支援業務に係る応募要件の見直しの状況をお示ししております。右の方に移るに従いまして、平成 19 年度から平成 23 年度、今年度までの状況を書いております。入札契約方式につきましては当初は公募型の随意契約でございましたけれども、これを、プロポーザル方式あるいは一般競争入札方式として総合評価落札方式を全面的に導入するというので、入札方式を変えてきてございます。

応募要件の緩和というところでございますけれども、そのうちの企業、管理技術者の実績要件として求めるものにつきましては、発注機関、こういったところでの実績かということについて、当

初は国及び特殊法人でございましたが、その後、右に行くに従いまして、都道府県の政令市を追加というようなことも含め、その後、発注機関の限定なしということも含めて 23 年度まで推移してきているという状況でございます。

業務の分野でございますが、当初は同種業務ということで、港湾等の工事に関する検査・監督補助業務等ということでもございましたけれども、平成 21 年度からは類似業務として、施工検討業務等を対象として含め推移してございます。平成 23 年度におきましては、管理技術者は同様でございますが、企業につきましても緩和をしております。

その他のところにもありますけれども、同種業務につきましても、管理技術者だけではなく担当技術者としての実績も認める。あるいは下請け、出向、派遣で実施した業務も認める。更に平成 22 年度におきましては、類似業務についても同種業務と同様に担当技術者あるいは下請け、出向、派遣で実施した業務も実績として認めるというようなことも含めてやっております。

その他、管理技術者の雇用条件等についても、ここに記載のとおりでございます。

最後に 7 ページ、これは発注者支援業務の発注状況でございますが、左半分上下をご覧いただければと思います。今のように条件を緩和してきておりまして、当初、SCOPE（港湾空港建設技術サービスセンター）という財団法人への随意契約が多かったわけですが、これが条件の緩和に伴いまして、ご覧のように、上半分は金額の実数で整理しておりますが、このように減少してきています。割合につきましても、当初、この財団法人は 95%を受注で占めておりましたが、平成 21 年度は 66%、平成 23 年度は 4 月 1 日現在で 58%というような状況で推移しております。最近では JV もありますので、色を変えて説明を加えさせていただいているという状況でございます。

以上が概要でございますが、その他、実施要項（案）につきましても、引き続き奥田の方から御説明を申し上げたいと思います。

○奥田室長 それでは、民間競争入札実施要項（案）につきましても説明をいたします。先ほど業務概要と説明しました 4 つの業務がございますので、4 冊お手元に行っておりますが、大部分共通してございますので、一番上でございます「発注補助業務」について一とおポイントを御説明し、三つについては、違っている部分のみ御説明を差し上げることにさせていただければと思います。

それでは、発注補助業務の実施要項 3 ページ目から御説明をいたします。3 ページ目中ほどから業務の内容を書いてございます。一連の工事の発注に係る手続の中で、主に積算という行為、工事の金額を積み上げる行為でございますが、これの補助業務でございます。したがって、「1）積算に必要な現地調査」「2）工事発注図面及び数量総括表の作成」「3）積算根拠資料」等、こういったものの作成をお手伝いいただく、こういう業務内容になってございます。

4 ページをご覧いただきたいと思っております。「（3）業務履行上の留意事項」につきましても、積算という業務が周辺条件を理解していないとできないということもございますので、必要な周辺の把握すべき事項について、改めて書かせていただいているものでございます。

飛びまして、5 ページでございます。1.2.1、確保されるべき対象公共サービスの質の「達成目標」につきましても、具体の業務の作業内容を先ほどのところに書かせていただいておりますので、それぞれにつきましても適正に実施する、あるいは適正に作成するという指標にさせていただいてお

ります。

中段 1.2.2、「達成水準のモニタリングの方法」でございますが、「業務成績評定に反映する」と書かせていただいております。これは、工事の発注でもそうですが、業務の発注におきましても、成績評定することを制度として実施しておりますので、それをやるということを書かせていただいております。

内容につきましては、「(1) 業務の執行状況にかかる評価項目」の1)と2)にありますように、専門技術力、管理技術力、こういった項目をもって評価を行います。また、「(2) 業務執行上の過失等にかかる評価項目」とございますけれども、問題があった場合の減点措置もあるということを書かせていただいております。

次に、6ページをご覧いただきたいと思います。「1.2.3 創意工夫の発揮可能性」の(1)に「業務の実施方針に関する提案」、(2)に「業務に対する技術提案」、このように書かせていただいております。これにつきましては、総合評価落札方式で行う評価をするために資料を提出いただきますが、そこに書いていただく内容のことを改めてここに書かせていただいているということでございます。後ほど、またこの点については御説明いたします。

「1.2.4 成果品について」以降につきましては、業務発注で一般的な事項を記載してございますので、恐縮ですが、8ページまで飛ばさせていただきます。8ページの「2. 実施期間に関する事項」でございます。調整未了の部分で〇〇という書き方のままで2行書いており、大変恐縮でございますが、今回発注する業務につきましては、従来と同様の単年度契約として出すものに加えて、平成24年度、平成25年度、2か年でまたがって契約するものも併せて行うという趣旨で、このように書かせていただいております。

最後のところに、「業務の実施期間については、入札公告後速やかに監理委員会に報告するものとする」と書かせていただいておりますが、本業務が予算の案が固まってから内容を組み立てていくというスケジュールがある関係で、4月当初からこの業務に必要なものですから、その間に内容を確定してからこちらの委員会にお諮りするというスケジュールがどうしても組めないということで、このように書かせていただいている次第でございます。申し訳ありませんが、御理解いただければと思います。

8ページ中ほど、「3. 入札参加資格に関する事項」の関係でございます。3-1に「単体企業」、3-2に「設計共同体」と書かせていただいております。参加者につきましては、勿論、単独で参加いただいても結構ですし、設計共同体といいますのは、我々はよくJVと言いますけれども、複数の企業が連合を組んで参加いただいても結構ですということを書かせていただいております。

「3-3. 入札参加者間の公平性」ということでございます。次の9ページに、「(1) 資本関係」あるいは「(2) 人的関係」と書かせていただいておりますが、親子関係にある会社ですとか、1人の役員を共有する会社が2者以上応募してくるところは、公平性に欠けるということで、どちらかにしてくださいという趣旨で書いてございます。

「3-4. 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件」ということでございます。「(1) 中立公平性に関する要件」につきましては、本件が工事の代金を積算する業務であることから、工事

を請け負う業者との関係は利害関係が発生しますので、ここは縁の切れた人でなければいけません、ということをごに書かせていただいております。

「(2) 業務実施体制に関する要件」は、端的に言いますと、丸投げするようなものはだめでございますというふうにごに書かせていただいております。

「(3) 業務実績に関する要件」、資料はそのあと改行すべきところを改行できていなくて、申し訳ありません。ここは改行でございます。これにつきましては企業に求める要件ということですが、9 ページの一番下の行にごに書いてございます。「港湾・空港の工事に関する、建設コンサルタント業務または測量・調査業務若しくはこれらに準じた業務（発注機関については問わない）」というふうにしてございまして、基本的にこういう業務系のもを実施している方であれば、どなたでもいいという広げ方にさせていただきます。

続きまして、「3-5. 配置予定管理技術者」の関係でございます。「(1) 配置予定管理技術者の資格等」の関係でございますが、ボツを使って技術士以下書かせていただいております、この手の業務に必要な資格としてなるべく多く列挙させていただきます。

下の方の「(2) 配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」でございますが、次の 11 ページを見ていただくと、同種業務と類似業務があります。この点については本年度 23 年度の設定から少し変えてございますので、変えている点も含めて御説明いたします。

今回の同種業務は、「港湾・空港の工事に関する発注者支援業務」とさせていただきます。前回まで、例えば積算関係の業務ならその業務、4 種類ありますけれども、それぞれの業務の実績を問うていたわけですが、今回は 4 つ全部、横断的に同種業務として設定させていただいたということでございます。

類似につきましても、「港湾・空港の工事に関する設計又は施工に関する業務」とさせていただきます。従来までは「施工に係るもの」という縛り方をこれまでしておりましたけれども、設計単独の業務の場合でも業務実績として認めるということで、今回、広げさせていただきます。

続きまして、「3-6. 配置予定担当技術者に対する要件」の資格でございます。こちらは配置予定管理技術者よりももう少し下の方になりますので、例えば技術士ですと、技術士補ですとか、その下のランクの資格まで広げているということでございます。

12 ページにまいります。「3-7. 競争参加資格確認申請書等に関する事項」でございます。こちらにつきましては、書類に大変な不備があった場合は、さすがに資格としてもなしということを書かせていただいております。

「4. 入札に参加する者の募集に関する事項」に移らせていただきます。「(1) 入札の単位」でございます。本来であれば実際の業務を想定してここに書かせていただくところでございますが、先ほど申し上げた事情がございまして、まだ個別の業務の設定ができていない状況でございます。

一方で、別紙-1、26 ページに飛びまして恐縮ですが、発注の担当部局、整備局、各港湾事務所、そういう事務所ごとの各年度別の工事の件数を参考に示させていただくことで、業務量をイメージさせていただくことも考えているところでございます。

12 ページに戻っていただきたいと思います。「(2) 基本事項」として、総合評価落札方式で行うということを書かせていただいております。中身は後ほど出てまいります。

次に 13 ページ、「(3) 申請書類の内容」でございます。先ほど御説明した要件等の中身を確認させていただくための書類がほとんどでございますが、総合評価の技術評価に使用業務の実施方針（様式-6）、技術提案（様式-7）、こういったものも求めるということにしております。

14 ページ「(2) 総合評価の評価項目」でございます。総合評価方式の中身について、下の欄に表がございます。こういったものを総合評価で評価していくのか。表の中身でございますが、まず配置予定管理技術者について、資格等に応じて配点を行う。その者の業務実績に応じて配点。配置予定担当技術者についても業務実績に応じて配点、この部分で 15 点という設定をしております。工事参加希望者に御提出いただく実施方針、技術提案、これをそれぞれ 30 点ずつの配点として計 60 点、全部で 75 点満点で評価をするという方式にしております。これを、後ほど説明する点数に換算をしていくということになります。

15 ページの下の欄、「2) 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者」のところですが、低入札という行為があった場合の履行確実性を評価するという趣旨について書かせております。この後に出てきますヒアリングをもって調査した結果に応じて、その履行確実性度を、16 ページの上の表のように点数を配分いたしまして、後に技術提案の評価にそれを乗じさせていただく。要するに低減させていただく、こういう方法をとるといいます。

同 16 ページ、「(3) 総合評価の評価方法」でございます。価格に関する得点を 30 点という基礎点を設けまして、技術評価の方も 60 点、要するに 1 対 2 の割合で評価するということになってございまして、この点数に価格、あるいは先ほどの 75 点満点のものをそれぞれ配分して割り当てまして、その合計点で評価を行うという総合評価落札方式でございます。

「(4) 競争参加資格確認申請書等に基づく業務」でございます。御提案いただいた内容については業務計画書をつくってもらって、特約事項ということで契約書にも書いていただいて、履行していただくシステムにしております。

17 ページでございます。「(6) 履行確実性に関するヒアリング」ということで、③でございますが、「入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者」について、先ほど低入札と申し上げてしまいましたが、その場合の対応について書かせておりまして、この場合は別途、そのチェックのための資料を御提出していただくということを書いてございまして、18 ページの上に、その資料の内容について書かせてございます。中段のところに「3-2) 履行確実性の具体的な審査・評価方法」とございまして、①から④まで、こういった項目について評価させていただいて、先ほど前段で、履行確実性度の係数 0.25 とか 0.75 と表がありましたけれども、このチェック項目がマルかどうかの数に応じて低減割合を決めていく、こういう制度にしております。

19 ページの一番上、「6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項」でございます。別紙-1 は先ほど一度御説明しましたが、別紙-3 ということで 47 ページをご覧いただきたいと思います。今回、発注補助業務ということで全額をここに掲示してございますけれども、入札公告に合わせて、発注担当部署の発注単位ごとに業務実績をお示しする。ある

いは 48 ページ、これは特定の事務所の事例でございますけれども、その業務に要した人数、こういったものも併せて示すということで、具体的な業務量が把握できるようにしたいと考えてございます。

戻りますが、19 ページ情報開示以降、一般的な事項でございます。時間の関係もでございますので、恐縮ですが省かせていただいて、発注補助業務については以上でございます。

技術審査補助業務の実施要項に移らせていただきます。3 ページ目に「(2) 業務の内容」でございます。工事の受注希望者が応募してくる、いわゆる技術提案の資料、これの評価をお手伝いいただく業務ということでございまして、3 ページの中段、「1) 工事発注資料の作成」、これは準備の段階のお手伝いでございます。「2) 競争参加資格確認申請書等の分析・整理」の②に「競争参加資格の確認・整理」、4 ページ、「3) 総合評価項目の分析・整理」、ここが一番技術的に難しいところになると思いますけれども、こういった業務の内容になってございます。

同じ部分は飛ばさせていただきますので、15 ページまで行っていただきますと、「(3) 総合評価の評価方法」というのがございます。先ほど、基礎点 30 点と 60 点で 1 対 2 という説明を発注補助業務についてはさせていただきますけれども、技術審査補助業務につきましては特に提案いただいた技術の評価するところが出てまいりますので、技術的難易度が高いという判定の下に技術の割合を高めて、価格評価点を 20 点、技術評価点を 60 点、1 対 3 というところで割合を変えてございます。

技術審査補助業務については、違う点だけ申し上げますと、以上でございます。

続きまして、監督補助業務でございます。3 ページを見ていただきますと、「(2) 業務の内容」でございます。実際に工事が発注されて工事が始まってからの業務でございます。もう一つ最後に出てくるものが品質監視補助及び施工状況確認補助業務というものですが、こちらは監督補助業務ということで、実際に行われている工事の進捗の確認的なものが入ってまいります。3 ページの中ほどにありますように、「①設計図書等に基づく工事請負者に対する指示・協議に必要な資料作成」ですとか、「②工事請負者から提出された、承諾・協議事項などの設計図書との照合」など、こういったものが業務として出てくるということでございます。

8 ページをご覧いただきたいと思えます。実際に現場に出ていただく業務ということもありまして、上段に「(2) 業務実施体制に関する要件」というのがございます。前 2 つの業務では設定していなかった要件でございますけれども、「地方整備局等管内に業務拠点（予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること」というのをここでは設けさせていただいております。現場にいるということで、現場に近いところに責任者にいていただくという趣旨でございます。

13 ページに飛んでいただきまして、「(2) 総合評価の評価項目」の表がございまして、次の 14 ページの上の部分、情報収集力、地域精通度と書かせていただいております。こちら発注補助業務、技術審査補助業務のところでは設けていなかった評価項目ですけれども、いわゆる現場を知っている優位性を評価するという趣旨で、こちらには入れさせていただいているというものでございます。

監督補助業務は以上でございます。

最後に、品質監視補助及び施工状況確認補助業務でございますけれども、3ページ、業務内容をご覧いただきたいと思います。同じ現場に関する業務でございますが、監督補助と違いまして、でき上がる構造物の品質に係る部分の確認という業務のお手伝いになります。したがって、中ほどに「①使用材料について設計図書と照合」から「③不可視部分や重要構造物の確認」とございますが、こういった業務が出てまいるといことでございます。こちらにつきましては、現場系の業務という判断は先ほどの監督補助業務と同じでございます。例えば7ページ、下のほうに「(2)業務実施体制に関する要件」というものがございすけれども、地方整備局等管内に業務拠点を有することを求めるということは、監督補助業務と同様に設定をさせていただいております。

14ページに「(2)総合評価の評価項目」の一覧表がございすますが、この中に、地域精通度について評価項目を設けているのも監督補助業務と同じ趣旨でございます。

駆け足で恐縮でございましたが、実施要項(案)については以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 この発注者支援業務は、国交省の中では道路と河川について過去審議し、そのときにも議論になったのですが、業務量と契約期間については予算が出ないとわからないというところがある。こういう形で入札公告後に監理委員会に報告する形をそのときもとって、業務の性格上、そういうことでやむを得ないかなと思います。できるだけ速やかに当委員会への報告をお願いしたいと思います。

○奥田室長 承知いたしました。

○加藤専門委員 例えば、発注補助業務の実施要項(案)で情報開示のところですが、47ページです。委託費等で平成21年度、平成22年度で金額が示されていますが、例えば平成22年度でこれだけ増加しているということで、どういう内容で、どういう理由で増加したのか、何も記載がないわけですので、例えば人件費、材料費等で内訳は示せないものかなというふうに思ったのですが、その点はいかがでしょう。

○魚谷品質確保企画官 平成21年度と平成22年度の金額の違いについての内訳というお話かと思いますが、48ページの一番下のところに、それぞれの対象案件の数(工事件数、打合せ回数)、それぞれの業務の現地調査であるとか、それぞれの数が、平成21年度の工事件数の実績が21件だったものが平成22年度には24件になっているとか、こういったところで示させていただいているのですが、いかがでございますでしょうか。

○加藤専門委員 48ページの下の方のところで、この数字はよく理解できました。例えば平成21年度の実績と平成22年度の実績、それぞれ項目別に比べてこういうふうに移りがあるんだなと。増減がありますので、ただ、金額的にはトータルで増えているという結果だと思います。金額的に例えば諸経費、材料費はどのくらいかかるのかという観点で見た場合、情報がないと思うのです。その点、情報はそこまでも載せる意義がないという御判断なのか、あるいは実務的にちょっと難しいということなのか、どういった状況でしょうか。

○魚谷品質確保企画官　そういう意味で申し上げますと、その上の表を見ていただきたいのですが、基本的にこの業務の場合、「人」になってきますので、例えば平成 21 年度でありましたら、合計として人・日で 361 人のものが、平成 22 年度は 374 人になっているという、このところで御理解いただけるのではないかと思います。

○加藤専門委員　人件費がほとんどであることを前提にしてこういう開示の方法をとっていらっしゃる、そういう理解でよろしいですか。

○魚谷品質確保企画官　はい。

○加藤専門委員　わかりました。

○逢見副主査　サービスの質の問題ですが、これは、技術力というか、そういうものをきちんと適正に評価されて、しっかりした業者が選定されることがポイントになるだろうと思います。そういう意味で技術点が高く評価されていることはいいと思いますけれども、1対2とか、1対3という根拠というか、もう少しその辺を説明していただきたいと思います。

○奥田室長　科学的にといいますか、数理的に1対2と1対3の相当がどうというところは、実は我々としてもまだ分析し切れていないところがございますけれども、業務の中身を考えた際に、提案いただいたものをもってどれぐらい質を高められるかという発想を、この総合評価の中に入れていくということがございます。要するにそれを価格とどういう割合で評価するかというものを、1対2から1対3までの中で、今、置かせていただいている中で、相対的に一番難しいものを1対3でやらせていただいている、それが現状でございます。

○逢見副主査　そこは、実施した後、実施状況の評価などもする中で、この設定でよかったかどうかというのも検証する必要がありますね。

○奥田室長　最初に経緯を御説明しましたけれども、総合評価落札方式を導入してまだ数年でございますが、そういう状況は当然見えてくると思いますので、分析しつつ進めていきたいと思います。

○加藤専門委員　今の総合評価の項目のところ、各4業務の実施要項（案）の中の総合評価の評価項目の表を比較してみましたけれども、2つの業務は75点配分、もう2つの業務は80点配分と、5点差をつけていらっしゃるわけです。それはそれなりの趣旨があって、そうだろうなという理解はできるのですが、例えば、各業務でやはり内容が全然違うと思いますので、その中の実施方針の項目と技術提案の項目、これは4業務とも統一して60点で同じだと思います。それ以外のところで5点差がついている。逆に言いますと、実施方針と技術提案も差をつけるべきではないのかという考え方もあると思います。その点はいかがでしょう。

○奥田室長　2つの業務と残り2つで5点差がついている部分を、まず御説明いたします。監督補助業務の14ページをご覧くださいますと、一番上に「地域精通度」というのを設けております。これは先ほどの説明の中で、発注補助業務と技術審査補助業務にはこれは設けていなくて、現場系だけは現場を知っている優位性ということで入れました、ということにさせていただきましたので、その分を圧縮して15点相当にするか、そうではなくて、これはプラスアルファ要件なので20点と見るか。それを20点と見たということで5点差が生じているということがございますので、その部分だけが差が生じているということで、技術評価の方は全く同じ考え方で通しています。そうい

う、ある意味単純な判断の下に結果として5点差が生じているということでございます。

○小林副主査 私から一つ、別紙-1の情報で、各業務発注担当部署ごとにデータが出ていますけれども、東北の例えば釜石とか塩釜のデータというのは、震災を受けてこのデータが参考になるのかどうか。その点は何も言及がないのですが、その辺はいかがですか。

○奥田室長 震災の関係になりますと、正確に言うと平成22年度末(平成23年3月11日)に起きましたので、平成22年度分から影響が出てくるというのは理屈ではそうなるのですが、現実には平成22年度の対応分は、平成23年3月11日に起しまして、3月15~16日から現場確認等のお手伝いはいただいたのですが、工事そのものを発注するという行為にすぐに至っていないという意味では、平成22年度はほとんど影響が出ていないというふうに見ていただいてもいいと思います。

ただし、平成23年度については、震災の対応を前提としないまま平成23年度の当初の発注者支援業務の発注は出ておりまして、これから変更追加で契約変更したものが出てくるということですので、逆にその分は分離して考えることはできますし、変更追加でどれだけ工事件数が追加したかということも、状況としては分析できるのかなというふうに思います。

○小林副主査 それは特段、そういった注記といたしますか、そういうものをしなくてもいいのですか。

○奥田室長 少なくとも平成23年度分について表示できる場合は、そこに留意をして、わかるように注記をする方向で対応させていただきたいと思います。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、「発注者支援業務」4件の実施要項(案)についての審議は、これまでにさせていただきます。

今のその注記の部分だけは、私もこの業務について専門知識はないので、注記とお考えいただきたいと思います。

○事務局 その点につきましては、国土交通省と調整させていただいて、また御報告いたします。

○小林副主査 では、それをお願いいたします。

それでは、今のところの若干の注記の部分がありますけれども、本実施要項(案)につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、国土交通省におかれましては、本日の審議や、今後実施していただく予定のパブコメを踏まえて、引き続き御検討いただくようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せいただいて、事務局でそれを整理していただいて、結果を委員に送付していただくようにいたします。

それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。